

滋賀県産業廃棄物税条例付則第3項の規定に基づく見直しの検討結果について

1. 経緯等

(経緯)

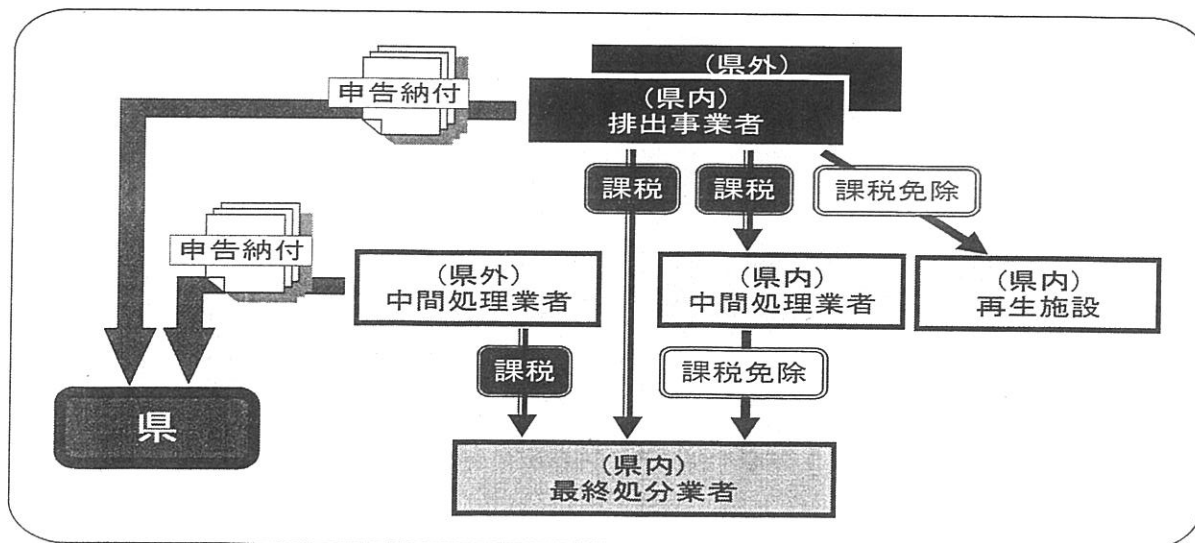
- ・ 滋賀県産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制や資源化の促進を図ることを目的とした法定外目的税である。
- ・ 本税は、滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）付則第3項において、知事は5年を目途に、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されており、今年度は条例施行後3回目の検討の時期となる。
- ・ 過去2回（平成20年度および平成25年度）の検討においては、制度の効果や必要性について検討した結果、既存制度のまま税制度を継続することとした。

(滋賀県産業廃棄物税の概要)

県内処理施設へ搬入される産業廃棄物の重量に応じて、排出事業者が申告納付を行う県税。

課税方式	申告納付					
課税客体	県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入					
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制および再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用					
課税標準	産業廃棄物の搬入重量（t）					
納税義務者	排出事業者					
税率	1 tにつき 1, 000円					
課税免除	・ 認定再生施設（リサイクル施設）への搬入 ・ 他の課税団体との二重負担調整 等					
免税点	1事業所あたり 年間500 t					
税収推移		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	税収	29,049千円	36,052千円	47,271千円	26,571千円	24,588千円
	課税件数	20件	25件	36件	21件	19件

概念図



(全国状況)

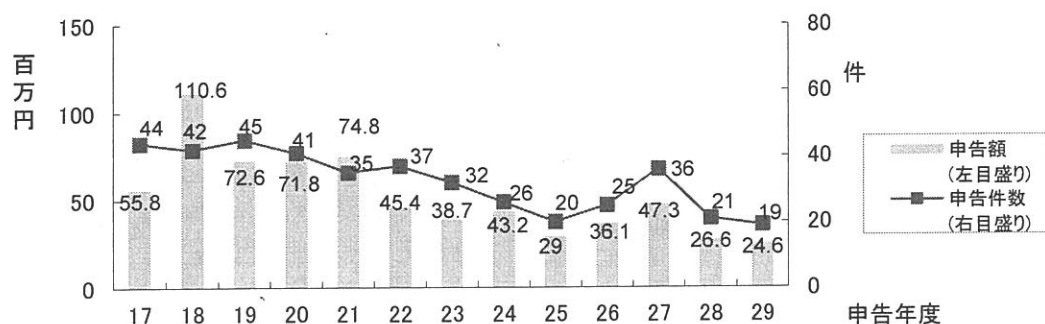
産業廃棄物に関する税は、平成30年4月現在、27道府県および1指定都市で施行されている。

2. 課税状況および廃棄物の状況等

(1) 申告件数および申告額の推移について

産業廃棄物税の申告の状況は図1のとおりであり、産業廃棄物の排出量の減少等により近年は3千万円前後となっている。

【図1 申告額・申告件数】



(2) 課税免除の状況について

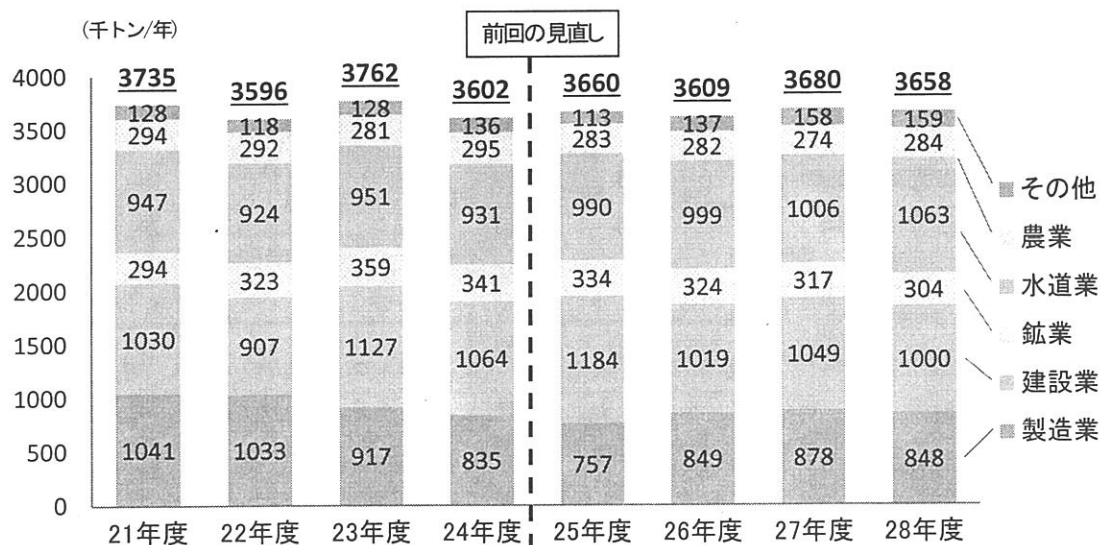
再生施設への搬入による産業廃棄物税の課税免除の状況は次の表のとおりであり、60万ト前後で推移している。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
課税免除件数	161件	190件	214件	161件	157件
課税免除数量	612,782t	740,806t	672,228t	489,139t	518,144t

(3) 滋賀県の産業廃棄物の状況について

県内における産業廃棄物の総排出量の状況は図2のとおり。平成21年度以降概ね横ばいとなっており、平成28年度は365万8千tとなっている。

【図2 業種別排出量の推移】



3. 税制度の継続について

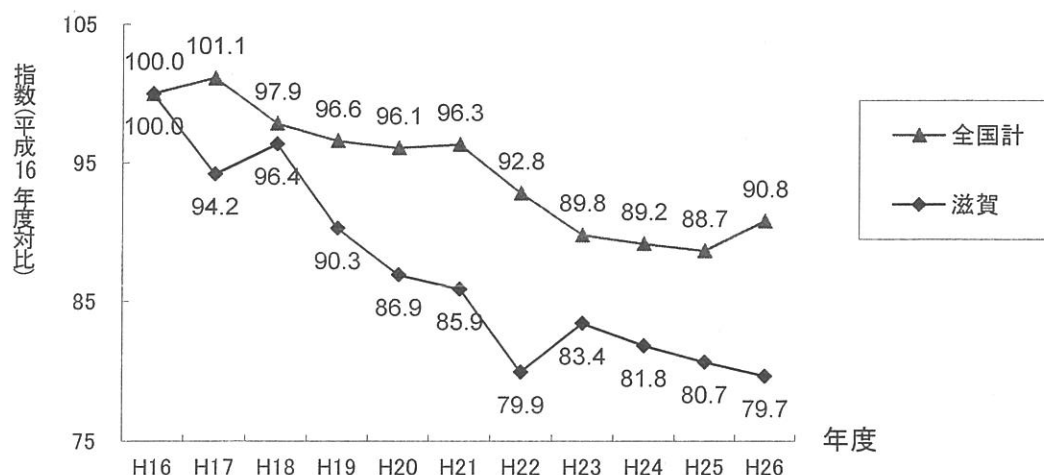
産業廃棄物税制度の施行状況等について検討を行った結果、4の理由により、課税の方式、免税点および税率等について現行制度を維持することとし、再度5年後を目途に必要な応じて条例の検討を行うこととしたい。

4. 制度継続の理由について

(1) 税導入の効果について

産業廃棄物の総排出量等は景気動向やその他の要因により変動するため、純粋に税導入の効果のみを評価することは困難であるが、景気動向等の影響を排除するため、制度を導入した平成16年度以降の県内総生産1億円当たりの排出量の減少割合を比較したところ、本県の減少割合が全国の減少割合を上回っている状況が見られた（図3参照）。前回の見直し以降、排出量はほぼ横ばいで推移し、再生利用や最終処分[※]の状況もそれほど大きな変動は見られない。これは、滋賀県産業廃棄物税制度が定着し、税制度の存在を前提に、一定の排出抑制・再生利用の推進がなされている状況であると推察される。

【図3 平成16年度を100とした場合の県内総生産1億円当たりの排出量推移】



本県と全国の産業廃棄物の排出量推移

(単位：百万トン)

排出量	平成16年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
全国計	410.3	421.7	418.5	419.4	403.7	389.8	386.0	381.2	379.1	384.6	392.8
滋賀県	4.1	3.9	4.2	4.0	3.8	3.6	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

(2) 使途事業について

産業廃棄物税の税収は「滋賀県産業廃棄物発生抑制等推進基金」に積み立て、これを財源として県内の産業廃棄物の発生抑制や適正処理、再利用などの促進に資する事業を実施してきた。

＜基金期首残高および使途事業執行額＞

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基金期首残高	100,362	92,666	102,316	113,599	101,600	81,354
税収額	29,049	36,052	47,271	26,571	24,588	32,800
直接徴税経費	228	152	173	78	71	300
基金利子	211	177	199	126	87	85
使途事業執行額	36,728	26,427	36,013	38,618	44,850	66,528

※ 直接徴税経費は、郵送料・印刷費等。平成30年度のみ予算額

＜主な使途事業＞

- ・ 産業廃棄物減量化支援事業
県内の事業者等が、産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発、施設設備の整備および販路開拓を行う経費の一部に対し補助を実施するもの
- ・ 資源化情報等提供事業
県民や事業者に対して廃棄物の減量化、資源化に関する情報提供を行うもの
- ・ 産業廃棄物不法投棄防止対策事業
産業廃棄物の不法投棄の防止のため監視を行うとともに、不法投棄等の不適正事案に対して、迅速かつ厳正な対応を行うもの

使途事業については、設備整備への支援などにより短期間で効果が出るような事業や、新たな技術開発により将来的に県内の産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化および適正処理の推進に貢献する可能性のある事業を今後も継続して行う必要がある。

(3) 課税方式について

制度創設時における考え方と同様に、排出事業者が自ら申告し納付する方式は、特別徴収方式に比べて排出者責任を明確化する点において廃棄物行政の理念と一致し、排出抑制を意識づける効果が見込まれると考えられ、また、税の創設から14年が経過して制度が定着していることから、課税方式は変更すべきでないと考えられる。

(4) 免税点および税率について

免税点は、税創設当初において、零細負担の排除や税収と徴税経費とのバランスおよび課税割合（課税対象排出量が全排出量に占める割合）が概ね6割を超えるよう免税点を設定した。この課税割合は、直近データ（平成28年度）でも同水準を維持しており、税創設当初の考え方に基づき、今後も現行の免税点を維持することが適当であると考えられる。

また、税率についても、税制度が県域を超える流通に支障を及ぼすことのないよう他の地方公共団体との整合性を図る観点が必要になることから、今後も現行の税率を維持することが適当であると考えられる。

(5) 再生施設に係る課税免除について

見直しにあたって排出事業者を対象に実施したアンケート結果においても、再生施設への搬入理由として「課税免除になるため」という回答が、前回アンケートと同様に20%あり、産業廃棄物の再生施設へ搬入が一定促進されているものといえる。また「再資源化されるため」とする回答は34%となっており、認定制度が事業者の廃棄物の処理方針と一致し、産業廃棄物の再生利用率の向上に有効に働いていると考えられる。

5. その他

今後、さらに5年後を目途として、条例の施行状況、社会情勢の推移を勘案して見直しの検討を行うこととするため、平成31年2月定例会議に条例付則第3項の規定の改正をするための条例案を提案することとしたい。また、再生施設の認定基準について、滋賀県産業廃棄物税条例施行規則において所要の改正を併せて行うこととしたい。

《 参 考 》

今回の検討において、学識経験者から意見を聴取しており、主な意見は以下のとおり。

○ 同志社大学法学部 田中治教授

- ・ 税金について、増減はあるが傾向として少しずつ減少していることは、税が認識され、廃棄物の排出抑制や再生利用につながっていると考えられ、政策的な税制として評価する。県の廃棄物の処理方針の方向性と一致しているといえる。
- ・ 課税方式について、制度の趣旨として、申告納付方式とするほうが廃棄物行政の理念と一致しているといえる。

○ 滋賀県立大学環境科学部 金谷健教授

- ・ 税金が少なくなっても、政策目的達成のための必要性が認められれば、制度継続が妥当と考えられる。

